

くらしの情報



こんにちは、一関地区広域行政組合です

一関市と平泉町は「介護保険」「ごみ・し尿処理」「火葬場の運営」を共同で行うために一関地区広域行政組合を設置しています。

「介護のことが気になりはじめた」、「このごみはどうやって処分すればいいの」というときはありませんか？

この広報紙は、このようなときに役立つ情報をお届けします。

介護保険に関すること

- これから先、介護を必要としないで元気に暮らしたい ➡ 2ページへ
- 認知症になったり、介護が必要になった場合は、どこに相談すればいいの？ ➡ 2ページへ
- 介護保険サービスを利用するには、どのような手続きをすればいいの？ ➡ 4ページへ
- 平成29年4月から始まった「新しい総合事業」って何？ ➡ 6ページへ
- 介護保険料について知りたい！ ➡ 9ページへ



ごみ・し尿処理施設に関すること

- 指定ごみ袋が統一になります！ ➡ 11ページへ
- 集積所へのごみの出し方が知りたい！ ➡ 12ページへ
- 使用済み蛍光灯の収集方法が変更になります ➡ 13ページへ
- 清掃センターへごみを直接持ち込むときは、どうすればいいの？ ➡ 14ページへ
- 事業系廃棄物の受入基準が変更になります ➡ 15ページへ
- エアコン、テレビなどの家電を捨てたいときは、どうすればいいの？ ➡ 15ページへ
- 使用済みの携帯電話などの小型家電を回収しています！ ➡ 16ページへ
- 家庭から出た一般廃棄物を清掃センターに自分で持ち込めないときは？ ➡ 17ページへ
- パソコンはどのように処分すればいいの？ ➡ 18ページへ
- 家具や自転車を修理し、再生品として抽選販売をしています！ ➡ 18ページへ
- し尿のくみ取りを依頼したい ➡ 19ページへ



火葬場に関すること

- 火葬場の開館時間、閉館日、火葬の申込方法が知りたい ➡ 19ページへ
- ペットなどの小動物の火葬を依頼したい ➡ 19ページへ



その他、各施設の問い合わせ先、組合ホームページの案内は、20ページをご覧ください。

住み慣れた地域で、 健康に元気に暮らしていきたい。

普段の生活に気を付けていても、「家族が、自分が、介護が必要になったらどうしよう」と心配になります。

介護保険制度は、寝たきりや認知症など介護が必要になった高齢者を、社会全体で支える仕組みです。

一関地区広域行政組合では、介護が必要になっても、介護の度合いに応じて自立した生活を送ることができるよう、さまざまなサービスを行っています。

介護予防で健康寿命を延ばそう

「介護予防」とは、介護を必要とせず自立した生活を送ることができること、介護が必要になっても悪化を防ぎ体にかかる負担を少なくすることを言います。

自立して健康に暮らせる期間を「健康寿命」と呼び、介護予防の8つの項目に気を付けると「健康寿命」を延ばすことができます。

① 運動で足腰をもっと丈夫にしましょう

いくつになっても運動機能を向上させることができます。転倒によるけがや骨折が原因の寝たきりを防止しましょう。



⑤ もっと外出を増やしましょう

外出の機会が多い人は、いくつになっても若々しさを保ちます。買い物、散歩、趣味活動などで外出の機会をつくりましょう。

② 減塩に心がけバランス良く栄養をとりましょう

いろいろな食品を満遍なく食べて、栄養のバランスをとりましょう。(肉、魚介、卵、牛乳、大豆製品、油脂、緑黄色野菜など)

⑥ 心の健康に注意しましょう

うつ病は、誰もがかかる可能性のある身近な病気です。適切な治療を受ければ回復しますので、心療内科など専門医に早めに相談しましょう。

③ お口の健康は全身の健康につながります

お口の体操や、毎食後の歯磨きを続けましょう。おいしく食べられるだけでなく、表情を豊かにし、風邪や肺炎の予防ができます。



⑦ 水分をこまめにとりましょう

のどの渇きを感じる前に、水分を定期的にとるようにしましょう。



④ 認知症は早期発見と早期治療が大切です

脳の障がいによって起こる病気「認知症」を防ぐには、日頃から脳を健やかに保つことが大切です。自分でできることは自分で、会話を楽しみましょう。

⑧ 病気の予防、病気の重症化を予防しましょう

年に1回は検診を受けましょう。病気にかかっても定期的に通院し、病気が悪化しないよう主治医へ相談しましょう。

認知症の方とその家族を支援します

認知症の方とその方を介護する家族を支援するため、次のような体制を整えています。

○認知症地域支援推進員

認知症の方とそのご家族の相談支援や、早期発見の啓発などを目的に、平成28年4月から認知症地域支援推進員を配置しています。



花泉地域での認知症サポーター養成講座の様子

○認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方が、自立して今までどおりの生活ができるよう「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症が疑われる方や認知症の方、そのご家族などに保健師、社会福祉士などの複数の専門職が早期に関わることで、認知症が疑われる方や認知症の方が、地域で自立した尊厳のある生活ができるよう、支援体制を整えています。

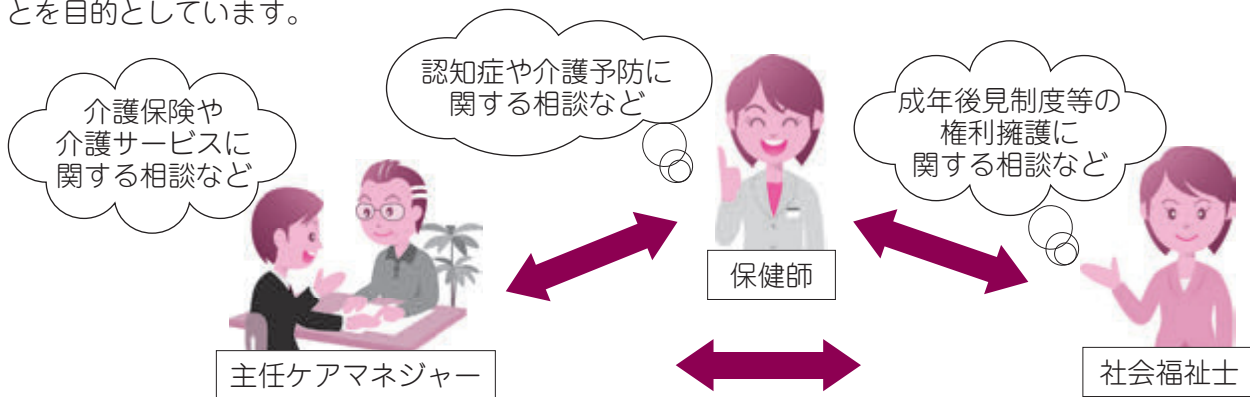
高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)にご相談ください

一関地区広域行政組合では高齢者の介護や保健福祉に関する相談窓口として、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)を一関市・平泉町内に7か所設置し、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士といった保健福祉に関する資格を持った職員が、高齢者やその家族の支援を行っています。支援の内容(介護保険に関すること、高齢者虐待や認知症に関することなど)は、窓口へ直接おいでいただくか、電話でご相談ください。また、要支援1・2の方の介護予防サービスについて、ケアマネジメント(※)も行っています。

※ケアマネジメントとは、高齢者の要介護(要支援)の状態や生活状況を把握し、自立につながる適切な介護サービスの選択ができるよう支援することをいいます。

地域包括支援センターは・・・

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行うことを目的としています。



高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) お問い合わせ先

市町	担当区域	センターの名称	☎ 電話番号
		所在地	☎ ファックス番号
一関市	一関地域 (一関・真滝・舞川・弥栄地区)	高齢者総合相談センターさくらまち(地域包括支援センター)	☎ 48-3180
		三関字桜町36-3 サン・アビリティーズ一関内	☎ 31-1165
	一関地域 (山目・中里・殿美・萩荘地区)	一関西部地域包括支援センター	☎ 21-8618
		竹山町7-2 一関市役所内	☎ 31-8344
	花泉地域	高齢者総合相談センターはないずみ(地域包括支援センター)	☎ 36-3021
		花泉町涌津字一ノ町29 一関市役所花泉支所内	☎ 82-2515
	大東・東山地域	高齢者総合相談センターしぶたみ(地域包括支援センター)	☎ 71-0053
大東町渋民字大洞地55-8 大東保健センター内		☎ 71-1181	
千厩・室根・川崎地域	一関東部地域包括支援センター	☎ 51-3040	
	千厩町千厩字北方174 一関市役所千厩支所内	☎ 51-3044	
藤沢地域	高齢者総合相談センターふじさわ(地域包括支援センター)	☎ 63-3181	
	藤沢町藤沢字町裏52-2 老健ふじさわ内	☎ 63-2094	
平泉町	全 域	高齢者総合相談センターひらいずみ(地域包括支援センター)	☎ 34-4601
		平泉字志羅山8-8	☎ 34-4602

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です

介護の度合いに応じたサービスを利用するためには、要介護または要支援の認定が必要です。認定申請から認定までの流れは、次のとおりです。

① 要介護認定の申請

ご本人のほか、ご家族も申請することができます。

申請窓口

一関市	長寿社会課	21-8370
	花泉支所	82-2215
	大東支所	72-4077
	千厩支所	53-3955
	東山支所	保健福祉課 47-4530
	室根支所	64-3805
	川崎支所	43-2115
	藤沢支所	63-5304
平泉町	保健センター	46-5571

次の場所でも申請の依頼ができます。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）
※連絡先は、3ページの一覧をご覧ください。

居宅介護支援事業所

介護保険施設
（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）

申請に必要なもの

- ①申請書（上記の申請窓口にあります。）
申請の際は、主治医の氏名、医療機関（病院）の名称・所在地・電話番号の記入が必要です。かかりつけの医療機関に確認しておきましょう。
- ②介護保険被保険者証
- ③マイナンバー（新規申請の場合のみ）
- ④健康保険の被保険者証（40～64歳の方のみ）

② 認定調査

一関地区広域行政組合の介護認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や生活、家族、居住環境などの調査を行います。

訪問日は、申請受付後にご本人やご家族と電話で相談して決めます。事前の日時指定はできません。

③ 判定

【一次判定】

調査の結果と主治医意見書（一関地区広域行政組合が取り寄せるので、ご本人が提出する必要はありません。）の項目をコンピュータに入力し判定します。

【二次判定】

一次判定の結果や主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家が審査し、要介護度（介護や支援が必要な度合い）が決まります。

④ 結果のお知らせ

認定申請の結果は、ご本人に郵送します。

⑤ケアプラン等の作成

要介護度が決まったら、次の区分によりケアプラン（サービスを利用するための計画）を作成します。

●要介護1～5と認定された方

介護サービス（日常生活の手助けや施設に泊まるサービスなど）を利用できます。

- ・自宅で暮らしながらサービスを利用したい場合
居宅介護支援事業者に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。
- ・介護保険施設に入所したい場合
介護保険施設に直接申し込みます。

●要支援1・2と認定された方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用できます。
高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に相談し、ケアプランを作成してもらいます。

●非該当（自立）と認定された方

一般介護予防事業を利用できます。基本チェックリストで該当者になった場合は、介護予防・生活支援サービスを利用できます。

⑥サービスの利用

ケアプランに基づいて、必要なサービスを利用し、かかった費用の1割～3割が自己負担となります。

⑦更新

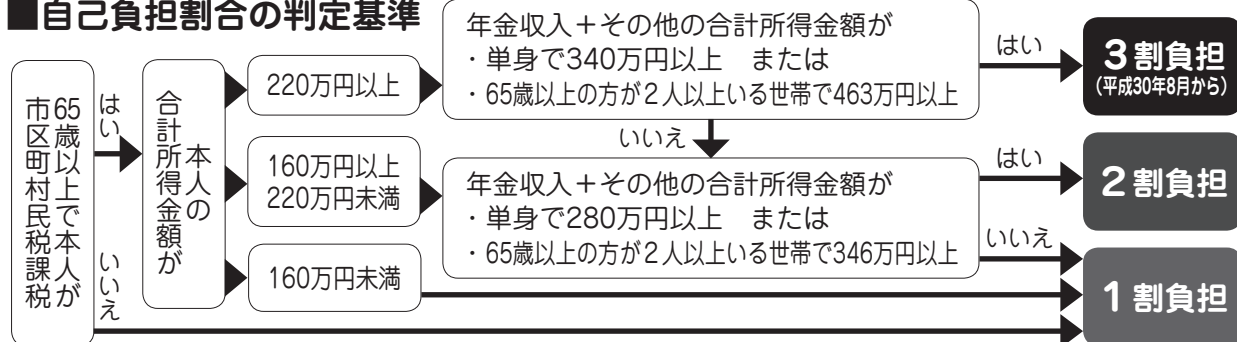
要介護認定には有効期間があり、認定者の状況に応じ、3～36カ月の期間が設定されます。

- ・引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間の満了日の60日前から更新の申請ができます。
- ・更新に該当する方には、有効期間の満了日のおおよそ2カ月前にお知らせを郵送いたします。
- ・心身の状況に変化があり、要介護度の見直しを希望する場合は、有効期間の途中でも申請をすることができます。（「区分変更申請」といいます。）
- ・更新申請も区分変更申請も①から④までの手続きで認定を行います。
- ・申請の際は、ご利用中のケアプラン作成先（居宅介護支援事業所・高齢者総合相談センター・入所中の施設など）に、あらかじめご相談ください。

（①へもどる）

介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は負担割合が3割になります。（平成30年8月から）

■自己負担割合の判定基準



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）で 多様なニーズに応えます。

「新しい総合事業」って何？

平成 29 年 4 月から新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が始まりました。

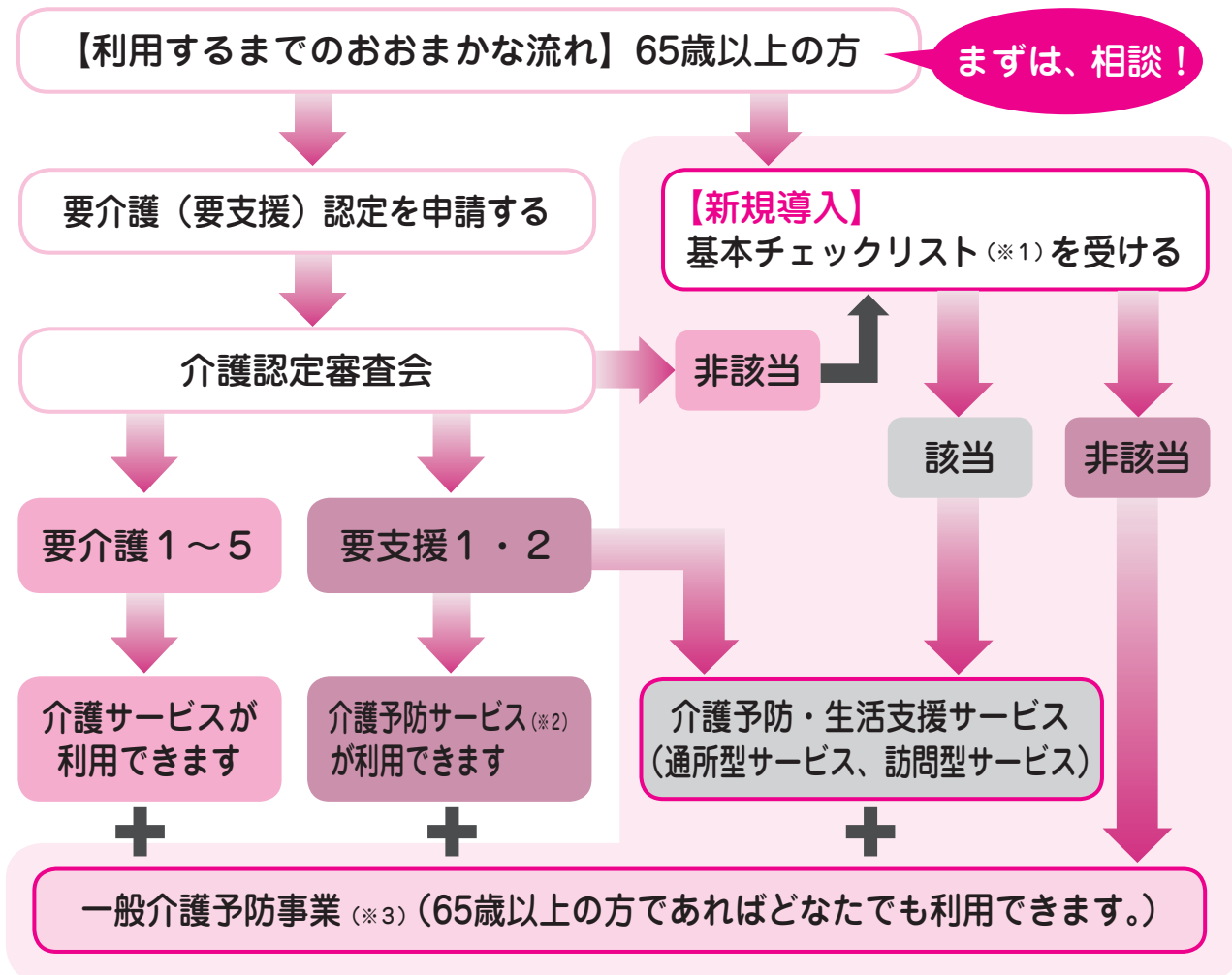
新しい総合事業の目的は、これまで以上に高齢者が安心して、自立した生活を送ることができるよう支援をすることです。

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、地域の実情に応じた様々なサービスを提供するため、これまでの「介護予防給付」および「介護予防事業」は、「介護予防・日常生活支援サービス事業」となりました。このほか、65 歳以上の全ての高齢者が、「一般介護予防事業」を利用できるようになりました。

要支援 1 または 2 の方の生活支援などの多様なニーズに応えるため、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を、自治会や NPO、住民によるボランティアなどでも行えるようになりました。これまでは、全国一律のサービスでしたが、地域の実情に応じ、多様なサービスが利用できます。

サービスを利用するためにはどうしたらいいの？

どんなサービスを利用したいのか、決まっている方もそうでない方も、まずは高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）などの窓口へ相談しましょう。





「新しい総合事業」の用語解説

※1 基本チェックリスト

25の質問項目から、家事などの動作や、家庭や社会での生活に必要な機能を調べるものです。

※2 介護予防サービス

介護予防サービスで行ってきた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）は、介護予防・生活支援サービスに移行します。

○これまでどおり要支援1・2の方が利用できるサービス

- ①訪問入浴介護 ②訪問看護 ③短期入所生活介護
- ④福祉用具貸与 ⑤介護保険住宅改修 ⑥通所・訪問リハビリテーション など

※3 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象となる事業（介護予防教室、健康相談など）です。



どこが変わったの？

●要介護認定で「要支援1・2」と判定されている方

認定の更新の手続きに合わせて、これまで利用していた介護予防訪問介護や、介護予防通所介護の名称が、それぞれ訪問型サービス、通所型サービスに変わりました。

なお、ご不明な点は担当のケアマネジャー（介護支援専門員）または問い合わせ先（一関市長寿社会課・各支所保健福祉課、平泉町保健センター）へご相談ください。

●要介護認定を受けていない方で、これから介護サービスを利用したい方

介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合は、要介護認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる判定で生活機能の低下が見られた場合に利用できます。

●要介護認定で「要介護1～5」と判定されている方

新しい総合事業による影響はありません。これまでどおりの介護サービスが利用できます。

28年度までの介護予防サービス

新しい総合事業

介護予防給付



介護予防・生活支援サービス

（対象：要支援1・2）



（対象：要支援1・2
基本チェックリストによって対象となった方）

指定事業者が行う
介護予防訪問介護
（ホームヘルプサービス）



現行相当の訪問介護サービス（指定事業者）

多様な訪問型サービス（A・B・C）
例：調理、掃除、ごみ出しなど（雇用労働者、ボランティア等が行う）

指定事業者が行う
介護予防通所介護
（デイサービス）



現行相当の通所介護サービス（指定事業者）

多様な通所型サービス（A・B・C）
例：運動教室、レクリエーションなど（雇用労働者、ボランティア等が行う）

一関市・平泉町等が行う
介護予防事業






一般介護予防事業（すべての高齢者対象）

例：健康教室、健康相談、運動、体操、講演会、イベントなど





介護予防・生活支援サービスの内容

利用者の要望に応えられるよう、生活支援などの多様なサービスを提供します。
サービスの種類は、次の2つです。

1 訪問型サービス ホームヘルパーなどに、自宅を訪問してもらうサービスです。

①訪問介護サービス（現行相当）	サービス内容の例
介護サービス事業所のホームヘルパーによる、いままでの訪問介護と同様のサービス。	身体介護、生活援助など。 
②訪問型サービス A（基準緩和）	サービス内容の例
介護サービス事業所などのホームヘルパーまたは一定の研修受講者が行う短時間の生活援助等のサービス。	生活援助として、調理、掃除、ごみ出し、買い物代行や同行など。 
③訪問型サービス B（住民主体）	サービス内容の例
住民ボランティア団体などが、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス。	
④訪問型サービス C（短期集中予防）	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の訪問型予防サービス。	閉じこもりや栄養改善に向けた支援が必要な方の、運動器や口腔等の機能改善など。 

2 通所型サービス 施設などに通って受けるサービスです。

①通所介護サービス（現行相当）	サービス内容の例
介護サービス事業所が行う、いままでの通所介護（デイサービス）と同様のサービス。	身体機能向上のための体操や、レクリエーションなど。 生活機能向上のためのトレーニングなど。 
②通所型サービス A（基準緩和）	サービス内容の例
介護サービス事業所などの職員または一定の研修受講修了者が行う短時間のデイサービス。	運動やレクリエーション活動など。 
③通所型サービス B（住民主体）	サービス内容の例
住民ボランティア団体など、住民主体の自主活動として行う、通いの場での活動、ミニデイサービス。	体操・運動など。 定期的なサロンや居場所づくりなど。 
④通所型サービス C（短期集中予防）	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の通所型予防サービス。	通所者の、運動器や口腔などの機能改善など。 

サービスの決め方・利用料

サービスの利用は、本人とその家族、ケアマネジャー（介護支援専門員）が相談して決めます。各サービスの利用料金と自己負担額は、サービス内容や個人によって異なりますので、相談窓口（3ページ）でご確認ください。

介護保険制度は、皆さんの保険料で支えられています。

介護保険制度は皆さんに納めていただいている介護保険料と、国、県、一関市・平泉町の公費で支えられています。

65歳以上の方（第1号被保険者）

① 介護保険料決定の仕組み

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険サービスに必要な経費を基に基準額を定め、所得に応じた調整率を乗じて年額の介護保険料を算出します。

■第7期介護保険事業計画期間内（平成30～32年度）の基準月額の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平成30～32年度に必要となる介護サービスの総費用の見込額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の負担割合（介護保険法で定められる割合）23\%} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人口（平成30～32年度推計人口の合計）} \\ \hline \end{array}
 \doteq
 \begin{array}{|c|} \hline \text{6,227円（月額）} \\ \hline \end{array}$$

介護給付費準備基金を取り崩し、上記の計算額から265円を減額しました。

$$6,227 \text{円} - \text{基金繰入 } 265 \text{円} = \text{基準月額 } 5,962 \text{円}$$

② 年額介護保険料

年額介護保険料は、対象者の所得に応じて、基準額（基準月額5,962円×12カ月）に0.45から2.00までの調整率を乗じて算出します。（100円以下は50円以上を100円にし、それ以外は切り捨てます。）

区分	対象者		介護保険料の調整率	年額介護保険料(円)		
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.45	32,200		
	本人とその世帯全員が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者				
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方						
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方		基準額×0.65	46,500	
		第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方		基準額×0.75	53,700
第4段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方		基準額×0.90	64,400
		第5段階	第4段階以外の方		基準額	71,500
第6段階		本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		基準額×1.20	85,900
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		基準額×1.30	93,000
第8段階			前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		基準額×1.50	107,300
第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		基準額×1.60	114,500		
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方		基準額×1.75	125,200		
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上の方		基準額×2.00	143,100		

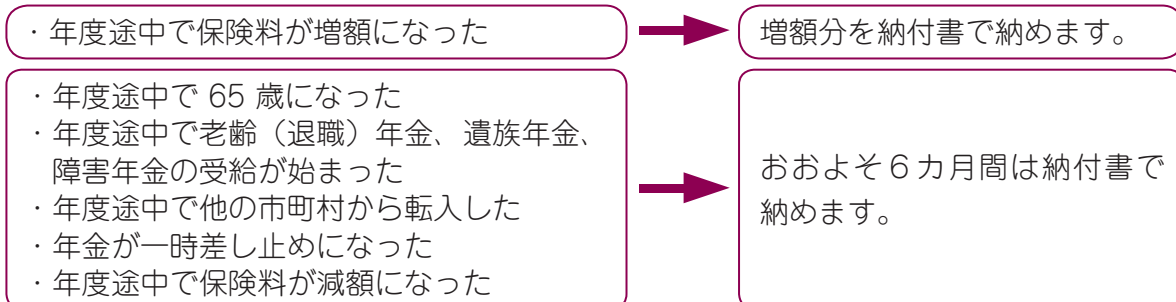
③ 保険料の納め方

納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の年額により2通りあります。

年金が年額18万円以上の人

【特別徴収】 保険料の年額を年6回に分けて、年金の支払い月（4・6・8・10・12・2月）に、年金から天引きになります。

特別徴収に該当する場合でも、一時的に納付書で納めていただく場合があります。



年金が年額18万円未満の人

【普通徴収】 一関地区広域行政組合が送付する納付書で、金融機関で納めます。

口座振替で納めることもできます。（口座振替の開始は、通常、申込みの翌月からになります。）

- ◎口座振替の手続きは、金融機関の窓口で申込みを行ってください。
- ・介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ・取扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申込みます。

40～64歳の方（第2号被保険者）

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合、健保組合など）の算定方式により決まります。

○国民健康保険に加入している方

介護保険料は、国民健康保険の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

○職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）・賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険の保険料と合わせて給与・賞与から徴収されます。

介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のようになります。納め忘れのないよう気を付けましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6カ月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

介護保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

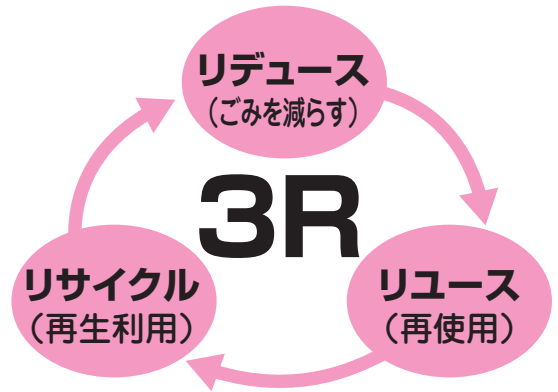
納付が難しいときはお早めにご相談ください！

災害など特別な事情があると認められるときは、介護保険料の減免などを受けられる場合がありますので、介護保険課までご相談ください。

ごみが少ない地域を目指して

一関市・平泉町のごみは、一関清掃センターと大東清掃センターで処理をしています。その量は、年間1人あたり300キログラム。処理費用にすると、年間1人あたり13,000円かかっています。

お金をかけて処理をしているごみも、もとをたどれば、それは資源です。限られた資源を有効利用するため、3R（スリーアール）を実践していきましょう。

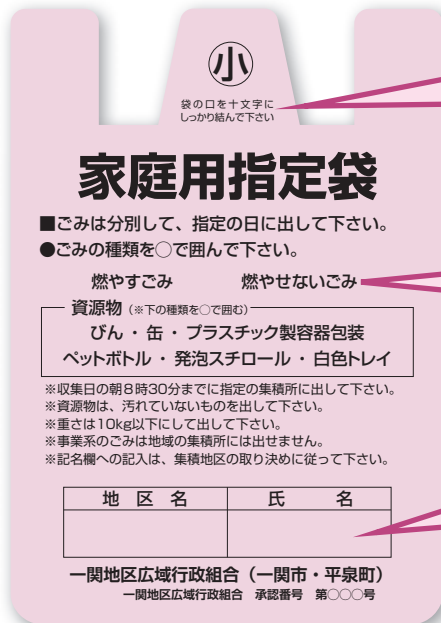


1 指定ごみ袋の統一

指定ごみ袋が変わります

これまでの指定ごみ袋は、一関清掃センター管内と大東清掃センター管内で異なる袋を使用してきました。そのため、種類や購入価格の違いから生じる不公平感がありましたが、この解消と廃棄物の分別・減量化の促進のため、平成30年4月から新たな指定袋に統一します。

新たな指定袋



袋の口を十文字にしっかり結んでください。

ごみの種類を○で囲んでください。

氏名欄などの記入は、それぞれの集積所のルールに従ってください。

- ・形状 取っ手付、取っ手なしの2種類
- ・サイズ 大（45ℓ入）、中（30ℓ入）、小（20ℓ入）の3種類

これまでの指定ごみ袋は、期限なく引き続き使用できます。一関清掃センター管内で資源ごみに使用できたレジ袋などの透明袋は、移行期間である平成30年6月末まで使用できますが、7月からは使用できません。

2 ごみ・資源の分別にご協力をお願いします

ごみの分別は「ごみの分け方・出し方テキスト」を活用しよう



ごみの分別は、各戸に配布している「ごみの分け方・出し方テキスト」（以下「テキスト」）を活用してください。

テキストを紛失した場合は、下記の場所でお受け取りできます。

一関市役所本庁生活環境課

一関市役所各支所市民課

平泉町役場町民福祉課

その他、テキストを見ても判断に迷う場合は、各清掃センターへお問い合わせください。

清掃センター担当区域

一関市のうち一関・花泉地域、平泉町

一関清掃センター ☎21-2157

一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

大東清掃センター ☎75-3149

3 集積所へのごみの出し方

収集日当日の午前8時30分までに、指定の集積所へ出してください。



「プラスチック製容器包装」で出せるものは、♻️マークがあり、汚れていないもの。

在宅医療廃棄物は、♻️マークがあっても「燃やすごみ」へ！

1袋当たりの重さは、10キログラム以下にしてください。



ごみの大きさは指定ごみ袋に全体が入り、かつ口を縛って出せるもの。



各清掃センターの収集車両が異なるため、分別方法が違います

スプレー缶（カセットコンロ用ボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤など）は、**中身を使い切り、必ず穴を開けて**出してください！

使い捨てライターは、ガスを使い切って出してください。

一関清掃センター管内
汚れやさびがあっても「缶」に出す

大東清掃センター管内
「燃やせないごみ」に出す

一関清掃センター管内
「燃やすごみ」に出す

大東清掃センター管内
「燃やせないごみ」に出す

※「収集しません」の黄色いシールが貼られて回収されなかったごみは、シールの内容を確認し、出し直してください。出し直す際はシールをはがしてください。（シールが貼られたままのごみは回収しません）
※ごみ袋の中身が、全く見えないような内袋は使用しないでください。危険ごみや違反ごみの確認ができません。

4 清掃センターで処理できないごみ

次のごみは、清掃センターでは収集や処理ができません。直接、専門業者または取扱店にお問い合わせください。

お問い合わせ先がご不明な場合は、清掃センターまでご連絡ください。

爆発性、火災発生 の危険がある ごみ	ガスボンベ、塗料、消火器、ガソリン、灯油、火薬、廃油、シンナーなど
有害性のごみ	バッテリー、農薬、劇薬、毒物など
焼却破砕が できないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■鋼材（鉄板、鉄骨、コイルなど） ■自動車部品（マフラー、油圧ジャッキ、サスペンションなど） ■鉄塊、コンクリートブロック、ワイヤー、ドラム缶など ■スプリング入りベッドマット・ソファー ■農業用資材・機材（農業用ビニール、作業用機械、苗箱、肥料袋など） <p>農業用資材・機材は、一関市役所・各支所、平泉町役場の農政担当課、または農協各店にお問い合わせください。</p>
家電リサイクル 法の対象機器	テレビ、冷蔵庫、冷温庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機

5 使用済み蛍光管の収集方法の変更

国の大気汚染防止法改正により、平成30年4月から大気への水銀排出規制が始まります。

これに対応するため、製品として最も水銀を多く含む「蛍光管」を、平成30年4月から他のごみと分けて収集します。

（１） 分別回収の対象となる蛍光管

- ・家庭から出る「直管型」・「円形型」・「U字型」・「らせん型」など、全ての蛍光管が対象です。
- ・割れた蛍光管も対象になります。

※白熱電球・ハロゲンランプ・LEDランプ・グローランプなどは対象外ですので、これまでどおり、不燃ごみの日に集積所に出してください。

（２） 集積所への出し方

- ・蛍光管は他のごみと分け、「燃やせないごみ」に〇を付けた指定袋に割らずに入れてください。
- ・指定袋へは、購入時の包装ケースに入れるか紙に包んで入れてください。
（これまで同様、指定袋から蛍光管がはみ出しても問題ありません）
- ・集積所へは、収集カレンダーの「蛍光管」の収集日に出してください。

6 清掃センターへのごみの持ち込み

収集日に集積所にごみを出せない場合や、一度に大量のごみを出したい場合は、担当の清掃センターに持ち込んでください。自分で持ち込みできない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。（許可業者の一覧は17ページ）

(1) 搬入場所・受付時間

地 域	一関市の一関・花泉地域、平泉町	一関市の大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域
担 当	一関清掃センター	大東清掃センター
受入時間	平 日 (月曜日～金曜日)	午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
	平日以外	土曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 第 3 日曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
受入できない日	土曜日午後・日曜日・祝日・ 年末年始（12月31日～1月3日）	土曜日・ 日曜日（第3日曜日を除く）・祝日・ 年末年始（12月31日～1月3日）

(2) 搬入方法・手続き

事前の予約は不要ですので、受付時間内に直接お越しください。

搬入の前に、申請手続き（住所、氏名、車両ナンバーなどを記入）をしてください。

ごみを種類ごとに降ろすため、「ごみの分け方・出し方テキスト」に従って事前に分別をお願いします。

長いものは、各清掃センターの処理方法の違いにより、受け入れられる長さが異なります。

一関清掃センター … 2メートル以下

大東清掃センター … 1メートル以下

タイヤ・ホイールの持ち込みは、普通乗用車以下の大きさのものに限ります。

持ち込みの場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

(3) ごみ処理手数料

家庭ごみの区分	料 金
燃やすごみ	50キログラムまで無料 50キログラム超から10キログラムごとに 102円
燃やせないごみ	
資源ごみ	
粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの)	10キログラムにつき 154円

7 事業系廃棄物の受入基準の変更

最終処分場の延命化を図るため、平成30年4月から、清掃センターで受け入れる事業系廃棄物の取り扱いを下記のとおり変更します。

廃棄物の種類	変更前 (～平成30年3月)	変更後 (平成30年4月～)
事業系一般廃棄物 〔産業廃棄物と資源ごみ以外の事業系廃棄物〕	受入	受け入れます (変更なし)
資源ごみ 〔飲料用のびんや缶など、資源としてリサイクルできるもの〕	びん、缶、ペットボトル、 <u>プラスチック製容器包装</u> を受入	びん、缶、ペットボトルを受け入れます
産業廃棄物 〔国の政令で定められた20種類の廃棄物から、資源ごみを除く廃棄物〕	<u>一部受入</u> (可燃物のみ)	<u>受け入れません</u>

※プラスチック製容器包装とは、商品の容器や包装に使われていた♻️マークの付いているごみです。

- ・営利活動だけではなく行政や自治会などの非営利活動から出るごみも事業系廃棄物になります。
- ・事業系廃棄物は、家庭ごみの集積所には出せません。
- ・事業系廃棄物は、出した者の責任で適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められ、不適切な処理には重い罰則が科せられます。
- ・産業廃棄物の処理は、県の許可を受けた業者に依頼するなど、適切に処理してください。

8 家電リサイクル法対象機器の処理方法

家電リサイクル法対象機器は、ごみ集積所には出せません（分解しても出せません）。清掃センターでも持ち込みの受付ができませんので、次の依頼先にお問い合わせください。

○家電リサイクル法対象機器 … エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、
冷蔵庫（ワインセラーを含む）、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

依頼先		費用	問い合わせ先
小売店	家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店に引取りを依頼	家電リサイクル料金、小売店が定めた収集運搬料金	家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店
収集運搬許可業者	当組合で許可している収集運搬許可業者のうち、家電リサイクルを扱っている業者へ依頼	家電リサイクル料金、収集運搬料金	17ページの家電リサイクル法対象機器取扱い収集運搬許可業者へ直接問い合わせ
指定取引業者	郵便局で家電リサイクル料金を振り込んでから指定取引業者に直接搬入	家電リサイクル料金、振込手数料	DOWA通運(株)本社営業所 奥州市水沢区佐倉河字中田69-1 ☎0197-24-5115

9 使用済小型家電を回収しています

家に眠っている携帯電話やデジカメなどはありませんか？

小型家電には、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属（資源としての価値ある金属）が多く含まれています。一関地区広域行政組合では、一関市・平泉町にある公共施設で小型家電のボックス回収を行っています。

(1) 回収の対象となる小型家電

次のうち、**横40cm×縦10cm×奥行30cm未満**のご家庭で不用になった小型家電が対象です。

電話機、ファクシミリ、ラジオ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	
携帯電話、公衆用PHS端末	ノートパソコン（タブレット型を含む）	
カーナビ・ カーオーディオ	[内容] カーナビ、カーカラーテレビ、カーオーディオ、カースピーカー、VICSユニット、ETC車載ユニット	
テレビチューナー	[内容] 地上デジタルチューナー、CSデジタルチューナー、その他チューナー、ケーブルテレビ用STB	
録画・再生装置	[内容] DVDレコーダ/プレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ/プレーヤ、HDDレコーダ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ	
音響機器	[内容] テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、ヘッドホン、イヤホン	
補助記憶装置	[内容] ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード	
事務用電気 機械器具	[内容] ワープロ、電卓、電子辞書	電子書籍端末
計量・測定用 機械器具	[内容] 電子体重計、体脂肪計、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計	
ゲーム機	[内容] 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ゲームソフト、ミニ電子ゲーム、ゲーム用コントローラ、ハイテク系トレンドトイ	
これらの附属品	[内容] リモコン、キーボードユニット、マウス、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器（携帯電話、パソコン、カメラ等の充電器）	

パソコン以外の回収対象品目は、「燃やせないごみ」として集積所に出せます。

⚠️ 出すときの注意点

回収ボックスに入らない大きさのものは、各清掃センターに直接持ち込んでください。

- ・ 個人情報はず必ず消去してください。
- ・ デスクトップパソコン（モニター含む）は、18ページ「11 パソコンの処分方法」を参照してください。
- ・ 一度投入した小型家電は返却できません。
- ・ 乾電池は取り外してください。

回収方法は次ページへ続きます👉

(2) 回収方法

一関市、平泉町内の庁舎、図書館などの公共施設に専用回収ボックスを設置し、回収しています。

構成市町	設置場所
一 関 市	一関市役所本庁・各支所、各市民センター、 一関図書館、一関・大東清掃センター
平 泉 町	平泉町役場、平泉町立図書館、平泉公民館

利用時間は、各公共施設の開館時間と同じです。



10 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

一関地区広域行政組合では、次の業者に**家庭から出た**一般廃棄物の収集を許可しています。収集の依頼は、下記の連絡先へお願いします。

家電リサイクル法対象機器の収集は、所在地に♻️がついている業者に依頼できます。

事業者名	所在地	電話番号	備 考
(株)一般公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149-7	38-2355	
(株)一関環境保全センター	一関市滝沢字九鬼138-1	26-5314	
(有)県南クリーン	一関市赤荻字中條97-1	25-2449	
新生ビル管理(株)	一関市三関字仲田21-1	21-3222	
(有)セレクトクリーン	一関市狐禅寺字手負沢49	23-0366	
クリーンセンター花泉(有)	一関市花泉町日形字日形山2-1	82-5393	
(有)花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4	82-4085	
(有)東磐クリーンサービス	一関市大東町大原字萱140-11	77-2108	
(有)東磐収集社	一関市千厩町奥玉字林ノ沢16	56-2556	
ニッコー・ファインメック(株)	一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	56-2601	
千田古物商	一関市千厩町千厩字梅田46-3	53-2456	
(有)東部産業	一関市東山町長坂字中倉157	35-3451	
(有)小山重機	一関市川崎町薄衣字如来地5-5	43-3318	
(有)バイオ・グリーン	一関市藤沢町大籠字天ノ穴39-1	61-3602	木くずのみ収集
(有)グリーン総業	一関市藤沢町大籠字天ノ穴38	62-2412	木くずのみ収集
(有)平泉清掃社	平泉町平泉字南郷142-75	46-5370	
(有)平泉衛生社	平泉町平泉字西郷59	46-3934	平泉町のみ収集
(株)オイラー	奥州市水沢区東大通り3-7-15	0197-25-7315	
熊谷俊成	宮城県気仙沼市字久保171	0226-55-2709	
若清テクノ(株)	宮城県栗原市若柳字川南子々松166	0228-32-5355	一関市のみ収集

許可業者は2018年3月1日現在の情報です



11 パソコン(資源有効利用促進法対象機器)の処分方法

パソコンは、小型家電回収ボックスでの回収（ノートパソコンのみ）、清掃センターへの持ち込み（すべての種類のパソコン）、またはパソコンの製造業者に処理依頼することにより処分することができます。処分に出す前に、必ず中に入っているデータの削除をお願いします。

パソコンは、資源有効利用促進法によって、部品や有用金属などの適正な再利用が義務付けられているため、**ごみ集積所に出すことができません。**

製造業者に依頼する方法

① 製造業者に引き取りの申し込みをする。

- ・  マークがない製品 → 製造業者から送付される振込用紙で回収再資源化料金を支払い、②へ
- ・  マークがある製品 → ②へ

② 製造業者から「エコゆうパック伝票」が送付されるので、パソコンを簡易包装し伝票を貼り付ける。

③ 最寄りの郵便局に持ち込みまたは集荷の依頼をする。

問い合わせ先
一般社団法人パソコン3R推進協会
 03-5282-7685
<http://www.pc3r.jp>

12 再生品の抽選販売

一関清掃センターでは、ごみとして搬入された家具や自転車を修理し、再生品として抽選販売しています。抽選販売は、年5回（6・8・10・12・2月）行っており、詳細な時期は、一関市と平泉町の広報等でお知らせします。

展示場所	一関清掃センター リサイクルプラザ 1階エントランスホール・3階再生工房室前
対象	一関市または平泉町に住所のある、小学生以上の各自運搬ができる方
申込方法	① 直接、リサイクルプラザで申し込みをお願いします。 （電話申込はできません） ② 1人2点まで申し込みできます。 （同じ商品へ、2回申し込みすることはできません） ③ 抽選会の詳細は、申し込み受付時に説明します。

販売品目	価格
家具 (たんす、机など)	500 ～ 10,000 円程度
自転車	大人用 2,000円 子供用 1,000円
食器	100 ～ 3,000 円程度
おもちゃ	
その他	

電化製品は販売しません



13 し尿のくみ取り

くみ取りを依頼される場合は、次の各地域の担当業者へお申込みください。年末年始、大型連休、お盆などの前は、くみ取り依頼が集中しますので、お早めに連絡をお願いします。

地 域		担当業者	☎ 電話番号 ☎ ファックス番号
一 関 市	一関地域（一関、中里、真滝、 巖美、舞川、弥栄地区）	(有)一関衛生事業協会	☎ 23-4408（平日） ☎ 23-1290（平日・休業日）
	一関地域（山目、萩荘地区）	(有)青葉衛生	☎ 23-4054（平日） ☎ 23-2182（平日・休業日）
	花泉地域	クリーンセンター花泉(有)	☎ 82-5393（平日・休業日） ☎ 82-5391（平日・休業日）
		(有)花泉衛生社	☎ 82-2358（平日・休業日） ☎ 82-5237（平日・休業日）
	大東地域、千厩地域（磐清水地 区に限る）、川崎地域、藤沢地域	(有)東磐清掃事業協会	☎ 53-2255（平日） ☎ 48-3212（平日・休業日）
	千厩地域（磐清水地区を除く）、 東山地域、室根地域	(有)東磐浄化そうセンター	☎ 52-2447（平日） ☎ 52-4688（平日・休業日）
平 泉 町	(有)平泉衛生社	☎ 46-3934（平日・休業日） ☎ 46-5513（平日・休業日）	
	公德社	☎ 46-4235（平日・休業日） ☎ 46-4235（平日・休業日）	

14 火葬場の利用について

開館時間	午前8時30分から午後5時まで
閉館日	1月1日・友引の日
申込方法	直接斎苑に電話予約するか、葬祭業者をとおして予約してください。 電話予約受付時間は、午前7時から午後9時まで（年中無休）です。 （ただし、小動物の火葬予約は、斎苑の開館時間内に限ります）

15 ペットなど小動物の火葬

ペットなど小動物の収骨を含めた火葬を希望される場合は、各斎苑を利用してください。

一関・大東清掃センターでもペットなどの小動物の死体を持ち込みで受け付けていますが、扱いは家庭から収集したごみと同様となります。

利用手順	①利用したい斎苑へ電話で予約をする（受付時間は開館時間内）。 ②火葬の当日、ペットなどの死体を木製の箱または段ボール箱に入れて持ち込む。 ③斎苑の窓口で「斎苑利用許可申請書」を記入する。		
料 金	一関市または平泉町に住所がある方	1匹あたり	5,000円
	上記以外の方		10,000円

お問い合わせ先

各種ご相談・連絡などは、下記の連絡先までお問い合わせください。

分野	名称	主な業務	所在地	☎ 電話番号 ☎ ファックス番号
総務	総務管理課	組合全体の統括	〒021-8501 一関市竹山町7-2	☎ 21-2111 ☎ 31-3224
介護保険	介護保険課	介護保険料 介護認定審査 介護給付など	○総務管理課・介護保険課 (一関市役所敷地 現業棟2階)	☎ 31-3223 ☎ 31-3224
	一関西部地域包括 支援センター	介護予防 総合相談など	○一関西部地域包括支援センター (一関市役所 1階)	☎ 21-8618 ☎ 31-8344
	一関東部地域包括 支援センター		〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174 (一関市役所千厩支所 1階)	☎ 51-3040 ☎ 51-3044
ごみ・し尿処理	一関清掃センター	ごみ処理施設 し尿処理施設	〒029-0131 一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	☎ 21-2157 ☎ 21-2158
	一関清掃センター リサイクルプラザ	資源物処理施設 再生品抽選販売など		
	大東清掃センター	ごみ処理施設	〒029-0523 一関市大東町摺沢字南長者101-1	☎ 75-3149 ☎ 75-2833
	川崎清掃センター	し尿処理施設	〒029-0202 一関市川崎町薄衣字石船渡133	☎ 43-2344 ☎ 43-2890
	舞川清掃センター	最終処分場	〒021-0221 一関市舞川字河岸101-2	(一関清掃センター) ☎ 21-2157 ☎ 21-2158
	花泉清掃センター		〒029-3102 一関市花泉町金沢字滝ノ沢40-4	
	東山清掃センター		〒029-0303 一関市東山町松川字吉兆所52-1	(大東清掃センター) ☎ 75-3149 ☎ 75-2833
火葬場	釣山斎苑	〒021-0874 一関市字釣山30-1 (指定管理者 新生ビル管理株式会社)		☎ 21-2159
	千厩斎苑	〒029-0803 一関市千厩町千厩字東小田334-2 (指定管理者 新生ビル管理株式会社)		☎ 52-2426

この組合広報紙は、2018年3月1日現在で作成しています。

【編集・発行】

一関地区広域行政組合 総務管理課

【印刷】

トーバン印刷株式会社 一関営業所

一関市三関字日照107-5 TEL 31-8808

一関地区広域行政組合ホームページ

QRコードを読み取る携帯電話・
スマートホン等をお使いください

URL <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

